



第 12 次魚沼市交通安全計画



魚沼市公式キャラクター「うおぬまっち」

魚沼市交通安全対策会議

目 次

第1章 総論

I 計画の考え方	2
1 計画の基本理念	2
2 計画の性格・期間等	2
II 交通事故等の現状	3
1 道路交通事故の推移と現状	3
2 鉄道事故の現状	13
III 交通安全計画における課題	14
1 重点課題	14
2 その他の課題	17
IV 目標	19

第2章 講じようとする施策

I 重点施策	21
1 高齢者の交通事故防止	21
2 歩行者及び自転車の安全確保	22
3 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底	24
4 飲酒運転の根絶	25
5 冬期間の交通事故防止	25
II その他の施策	27
1 道路交通環境の整備	27
2 交通安全思想の普及徹底及び交通秩序の確立	28
3 交通事故発生後の支援等	31
4 鉄道交通の安全についての施策	31

参 考 資 料

I 交通安全対策基本法（抜粋）	34
II 魚沼市交通安全条例	35
III 魚沼市交通安全対策会議条例	37
IV 魚沼市交通安全都市宣言	38
V 魚沼市交通安全対策会議委員一覧	39

第 12 次魚沼市交通安全計画の体系

第 1 章 総論

I 計画の考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の性格・期間等

II 交通事故等の現状

- 1 道路交通事故の推移と現状
- 2 鉄道事故の現状

III 交通安全計画における課題

- 1 重点課題
- 2 その他の課題

IV 目標

第 2 章 講じようとする施策

I 重点施策

- 1 高齢者の交通事故防止
- 2 歩行者及び自転車の安全確保
- 3 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶
- 5 冬期間の交通事故防止

II その他の施策

- 1 道路交通環境の整備
- 2 交通安全思想の普及徹底及び交通秩序の確立
- 3 交通事故発生後の支援等
- 4 鉄道交通の安全についての施策

第1章 総論

I	計画の考え方	2
II	交通事故等の現状	3
III	交通安全計画における課題	14
IV	目標	19

I 計画の考え方

1 計画の基本理念

「魚沼市第三次総合計画」に掲げる「ひとり一人の笑顔がかがやき、幸せを感じられる魚沼市」は、本市が目指すまちの将来像であり、その実現に向けては、市民の安全で安心な暮らしを確保していくことが重要です。

交通安全の確保は、市民の生命と身体を守るとともに、安全で安心な地域社会実現のために重要な要素であることから、本市では国及び新潟県の交通安全計画との整合を図りつつ、市政施行時より「第7次魚沼市交通安全計画」(次数は国、新潟県計画に準拠)を、2021(令和3)年度からは「第11次魚沼市交通安全計画」を策定し、関係行政機関等と連携して各種施策を推進してきました。

これらの取組により、本市の交通事故発生件数は、国、新潟県と同様に長期的な減少傾向を示しており、小出警察署管内の2025(令和7)年実績では、20年前と比較して6分の1以下まで減少しました。一方で、高齢者が関係する交通事故の割合は依然として高く、歩行者や自転車利用者をはじめとする交通弱者の安全確保が重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、第12次魚沼市交通安全計画では人命尊重の理念に基づき、「交通事故のない社会」を目指すとともに、高齢者や子ども、障がい者等の交通弱者の安全を確保する「人優先」の交通安全思想の一層の普及・定着を図ります。また、本市をはじめ関係機関・団体・市民がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携・協働し、誰もが安全で安心して外出し移動することができる地域社会の実現を目指します。

2 計画の性格・期間等

- (1) 本計画は、魚沼市交通安全対策会議が新潟県の第12次交通安全計画に基づき策定するもので、本市における陸上交通の安全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、本市と本市を管轄する地方行政機関等が実施する施策の大綱を定めたものです。策定に当たっては、魚沼市の実情に合ったものとなるように配慮しました。

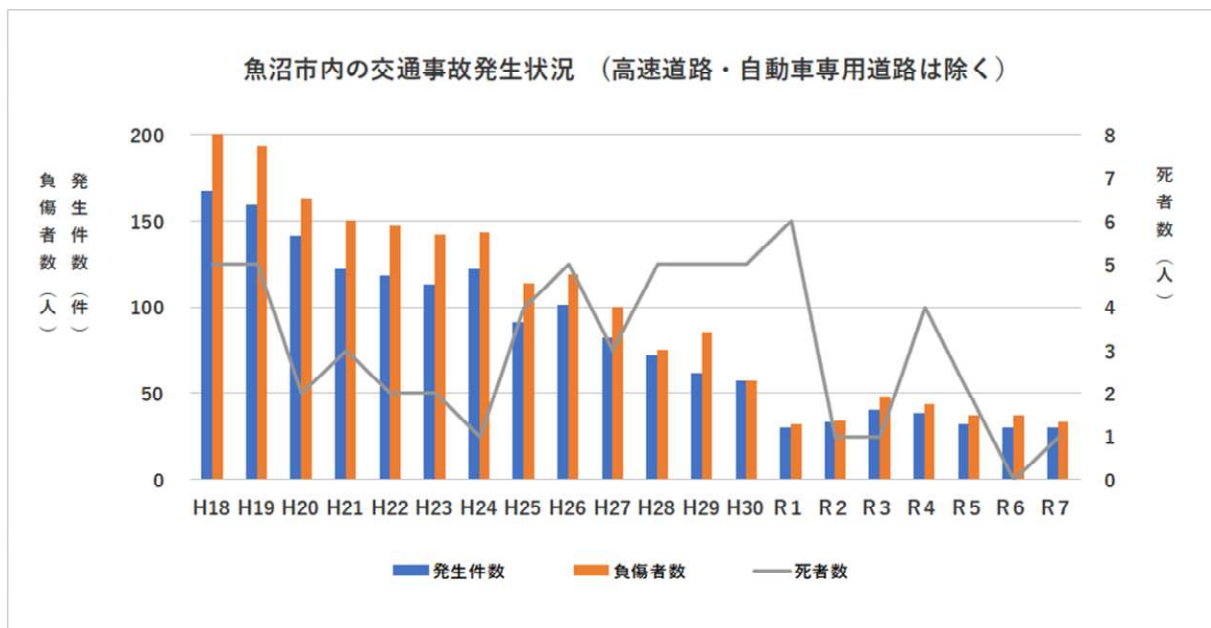
- (2) 本計画の期間は、2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間とし、年度ごとの具体的な事業計画については、交通環境の変化や交通事故情勢等から必要に応じて「魚沼市交通安全実施計画」を策定します。

II 交通事故等の現状

1 道路交通事故の推移と現状

(1) これまでの推移

本市の交通事故は、2005(平成 17)年（発生件数 220 件、負傷者数 262 人、死者 8 人）をピークに減少傾向が続いています。2019(令和元)年以降は、交通事故発生件数が 50 件を下回って推移し、2024(令和 6)年には発生件数 30 件、負傷者数 37 人、死者数 0 人となり、70 年ぶりとなる交通死亡事故ゼロを達成しました。



このような交通事故の減少は、本市における交通安全対策の推進に加え、国及び新潟県が長年にわたり交通安全施策を継続してきた成果によるものでもあります。

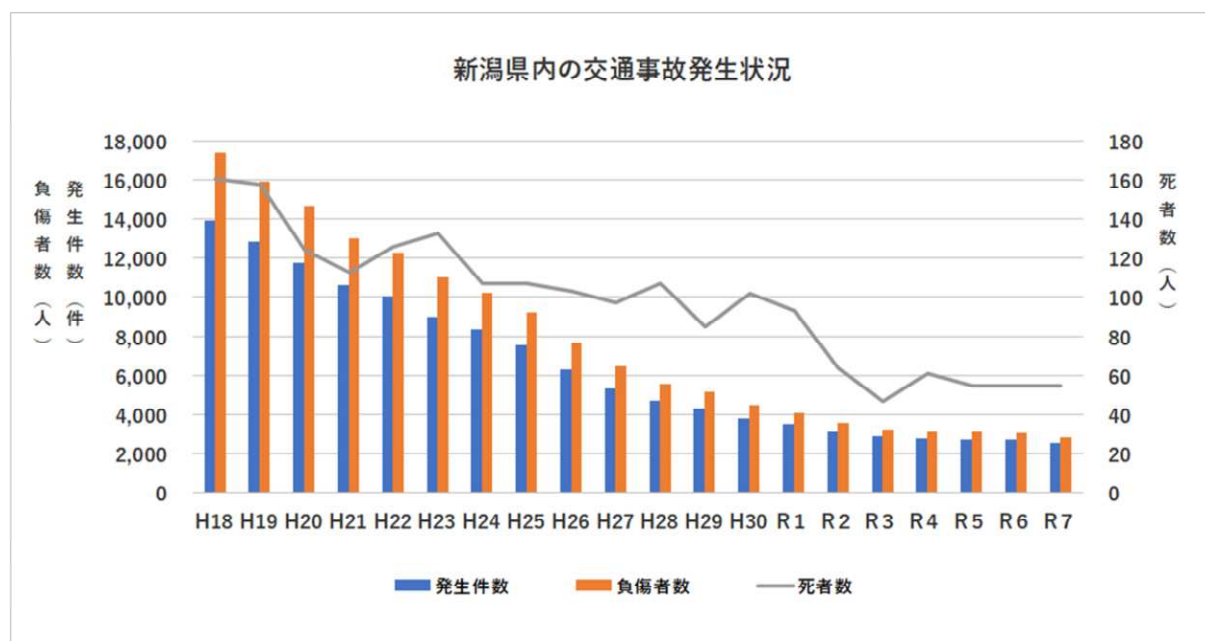
新潟県では、戦後の高度経済成長に伴う自動車保有台数の急増などを背景に交通事故が増加し、1971(昭和 46)年には交通事故死者数が 400 人を突破し、翌 1972(昭和 47)年には過去最多となる 444 人を記録しました。発生件数も 1 万 4 千件に達し、全国的にも死者数が年間 1 万人を超える状況が続いたことから、「交通戦争」と呼ばれる深刻な社会問題となりました。

こうした深刻な状況を受け、1970（昭和 45）年に交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）が制定され、翌 1971(昭和 46)年からは国の交通安全基本計画に基づく「第 1 次新潟県交通安全計画」が策定されるなど、交通安全対策が総合的かつ計画的に推進されてきました。その結果、新潟県内の交通事故死者数は 1973(昭和 48)年から徐々に減少

し、1985(昭和 60)年にはピーク時の約 4 割まで減少しました。

しかし、その後は再び増加傾向をたどり、全国では 1988(昭和 63)年から 1995(平成 7)年まで連続して死者数が年間 1 万人を超え、「第 2 次交通戦争」と呼ばれる状況となり、新潟県内でも 1992(平成 4)年には 17 年ぶりに死者数が 300 人を超えました。

その後は、1993(平成 5)年をピークに減少しており、2021(令和 3)年には戦後最少となる 47 人を記録するなど、現在も交通事故死者数は減少傾向にあります。

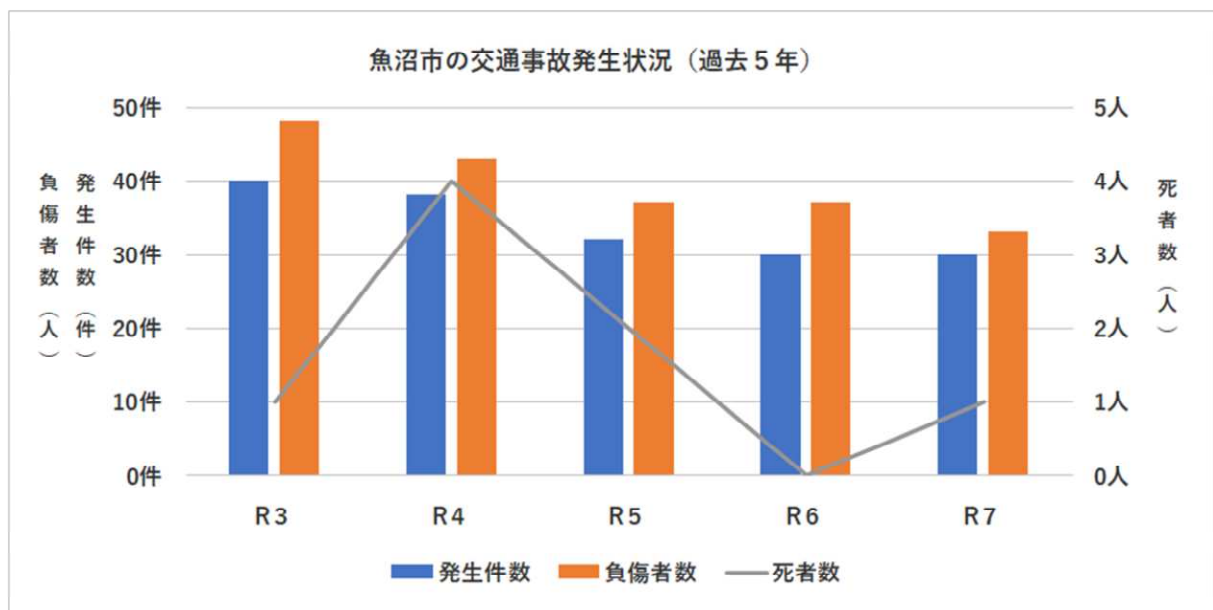


(2) 現状

本市の過去 5 年間の交通事故発生状況をみると、発生件数は減少傾向にあり、2024(令和 6)年には発生件数 30 件、死者数 0 人となり、発生件数は過去最少を記録するとともに、70 年ぶりとなる交通死亡事故ゼロを達成しました。2025(令和 7)年には死者数が 1 人となりましたが、交通事故の発生件数、負傷者数及び死者数はいずれも過去最少水準で推移しています。

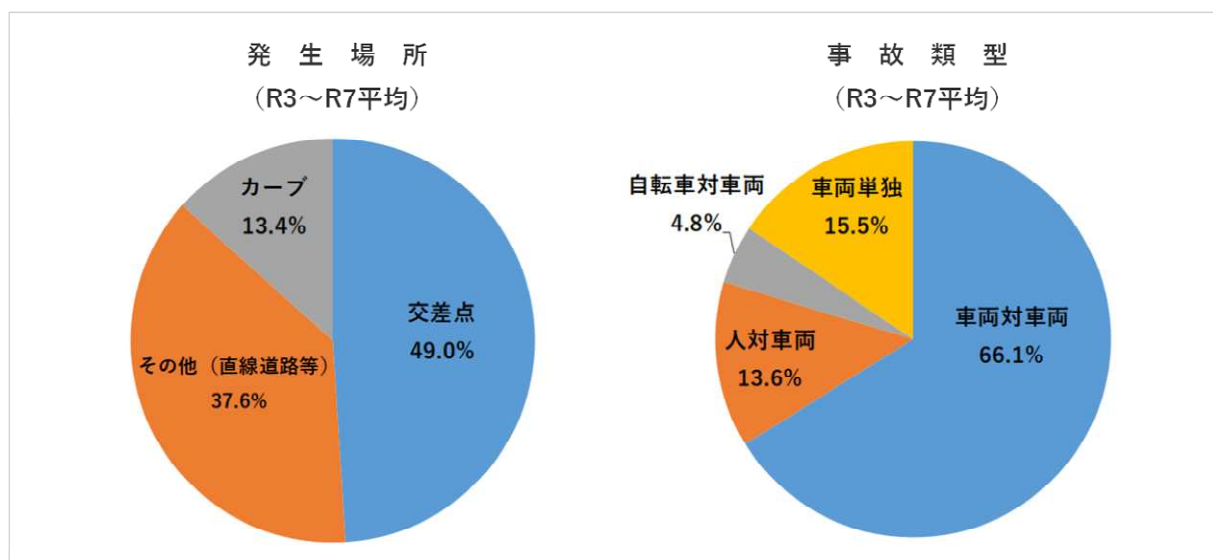
魚沼市内の交通事故発生状況（高速道路・自動車専用道路は除く）

年次	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
発生件数	40件	38件	32件	30件	30件
負傷者数	48人	43人	37人	37人	33人
死者数	1人	4人	2人	0人	1人
死者の発生割合	2.5%	10.5%	6.3%	0.0%	3.3%



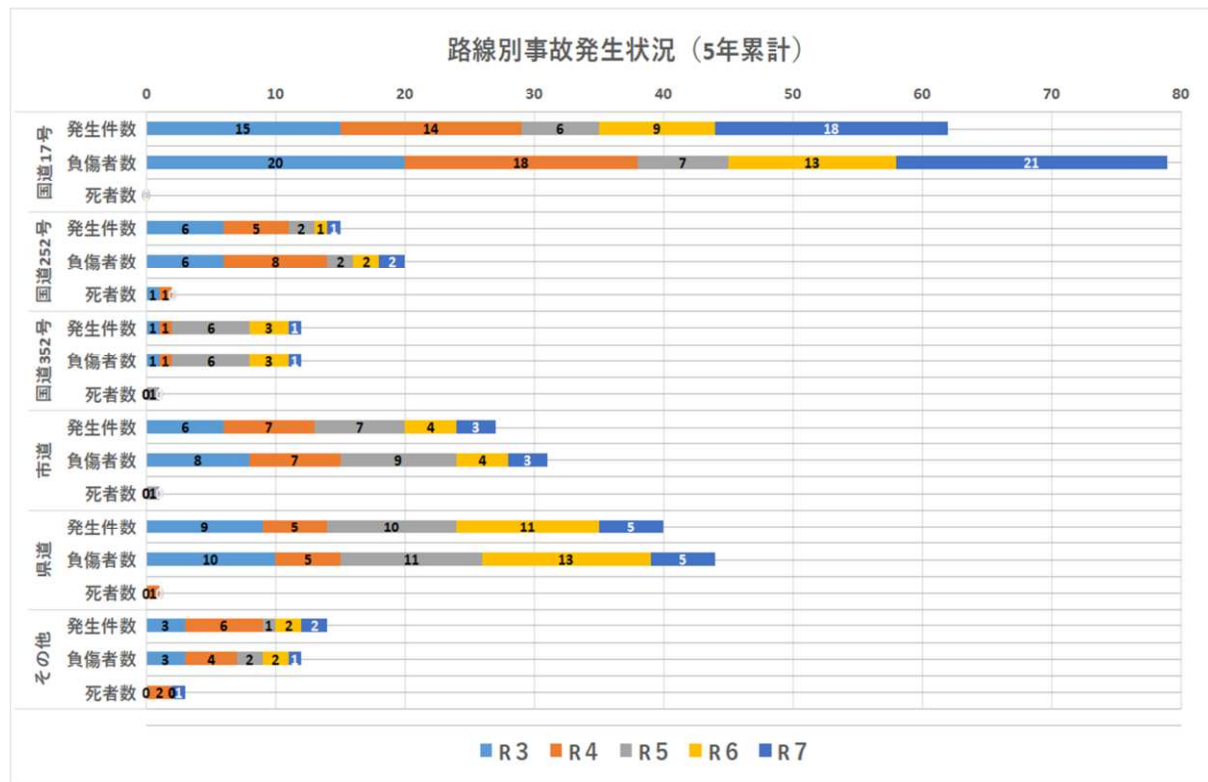
① 発生場所・事故類型

本市における交通事故の発生場所は、交差点及びその付近が全体の49.0%、直線道路等が37.6%を占めています。また、事故類型では車両同士の事故が全体の3分の2を占める一方、人対車両及び自転車対車両の事故も2割弱を占めており、歩行者や自転車利用者が被害者となる重大事故の防止が課題となっています。



② 発生場所（路線別）

過去5年間の路線別事故発生状況（累計）では、交通量の多い国道17号での事故が顕著であり、次いで県道、市道となっています。一方、路線別の死者数では、その他道路が3人と最も多く、国道252号が2人、国道352号、市道及び県道が各1人となっており、一般道路だけでなく農道等を含めた幅広い道路環境における事故防止対策が必要となります。



③ 発生場所（地域別）

旧町村地域別の交通事故発生状況では、小出地域が最も多く、次いで堀之内地域、湯之谷地域となっており、国道17号沿線地域で多く発生しています。一方、死亡事故は、2022(令和4)年に守門地域で頻発しました。

魚沼市内の地域別交通事故発生状況

項 目	R3	R4	R5	R6	R7
発生件数	3件	10件	9件	4件	10件
負傷者数	4人	13人	13人	5人	9人
死者数	0人	0人	0人	0人	1人

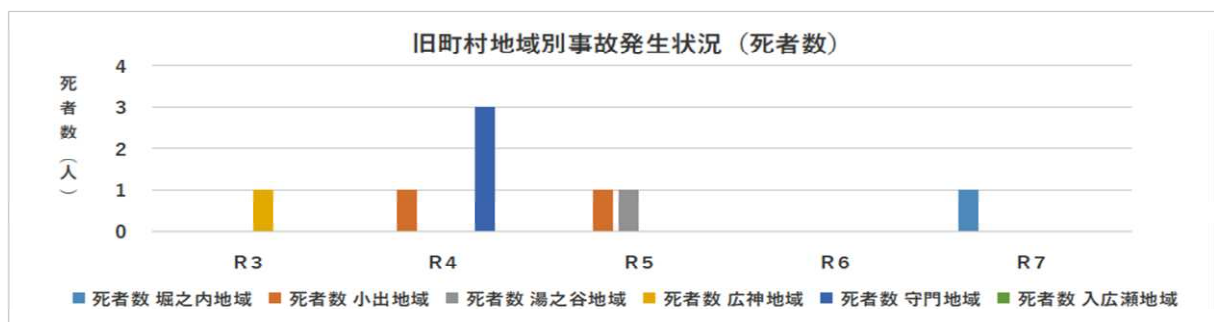
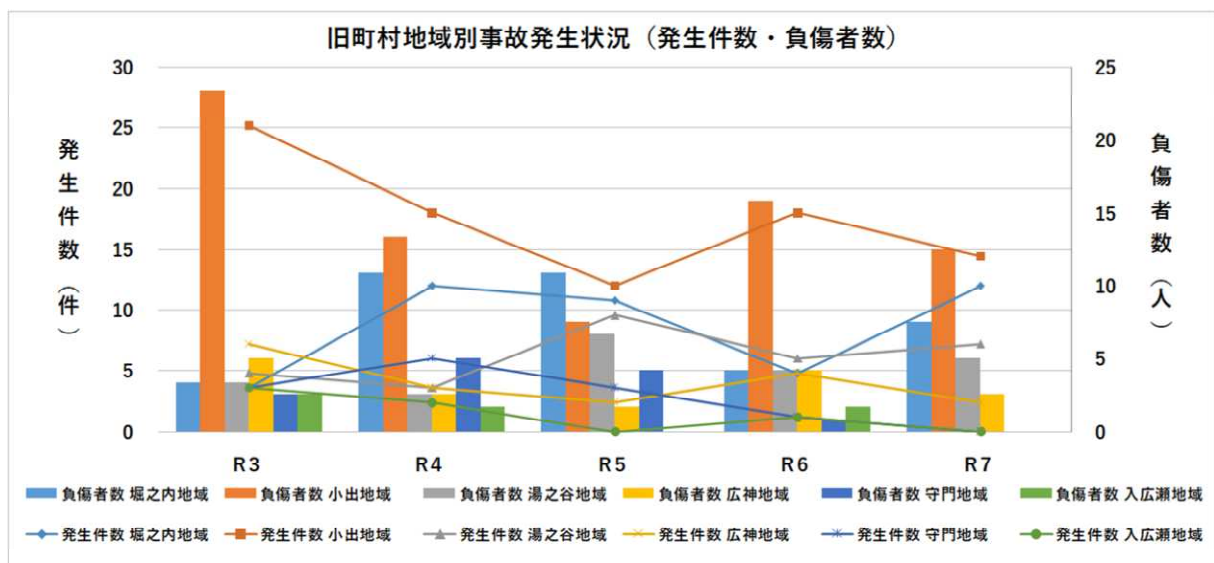
項 目	R3	R4	R5	R6	R7
発生件数	6件	3件	2件	4件	2件
負傷者数	6人	3人	2人	5人	3人
死者数	1人	0人	0人	0人	0人

項 目	R3	R4	R5	R6	R7
発生件数	21件	15件	10件	15件	12件
負傷者数	28人	16人	9人	19人	15人
死者数	0人	1人	1人	0人	0人

項 目	R3	R4	R5	R6	R7
発生件数	3件	5件	3件	1件	0件
負傷者数	3人	6人	5人	1人	0人
死者数	0人	3人	0人	0人	0人

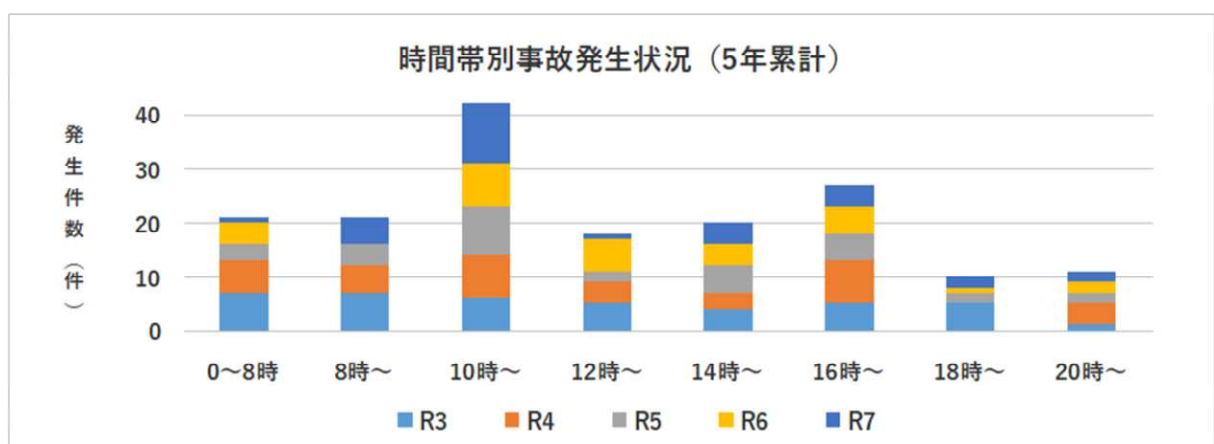
項 目	R3	R4	R5	R6	R7
発生件数	4件	3件	8件	5件	6件
負傷者数	4人	3人	8人	5人	6人
死者数	0人	0人	1人	0人	0人

項 目	R3	R4	R5	R6	R7
発生件数	3件	2件	0件	1件	0件
負傷者数	3人	2人	0人	2人	0人
死者数	0人	0人	0人	0人	0人



④ 時間帯別

過去5年間の時間帯別事故発生状況（累計）では、10時から12時にかけての交通量が増加する時間帯で発生が多くなっています。また、16時から18時にかけての時間帯は、視認性の低下により歩行者等の発見が遅れやすく、事故が発生しやすいといえます。このため、交通量の多い時間帯や夕暮れ時に重点を置いた安全対策を推進する必要があります。

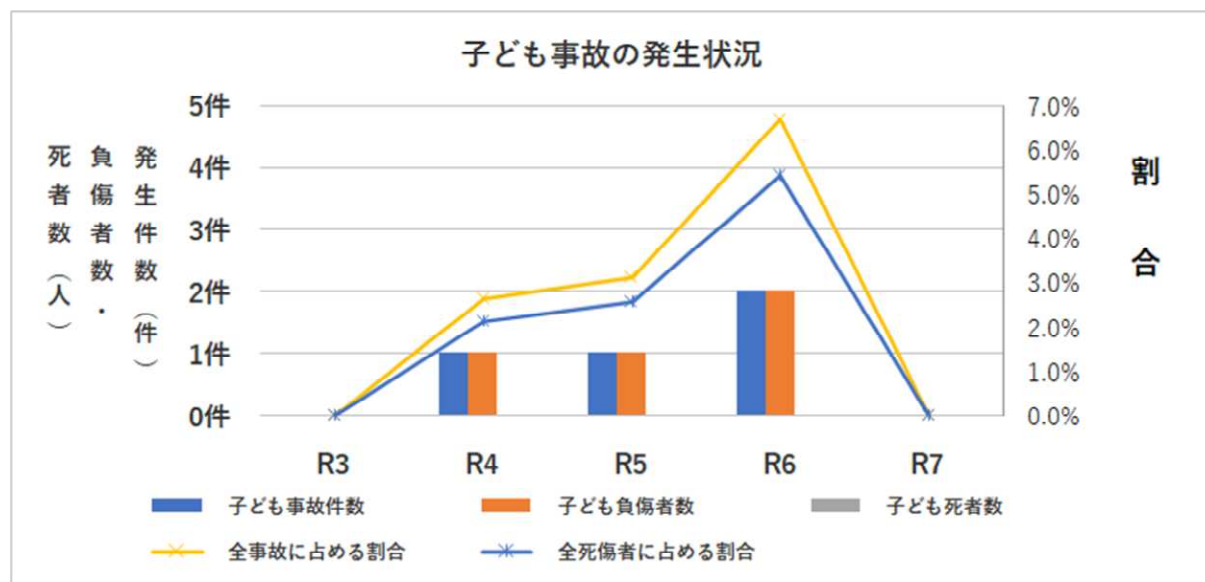


⑤ 子ども事故

15歳以下の子どもの交通事故発生状況では、事故件数及び死傷者数は年間0～2件、0～2人で推移しています。また、全事故に占める割合は、過去5年間の平均で2.5%となっており、本市の15歳以下の子どもの人口比率9.1%（2025(令和7)年10月1日現在）を下回る低い水準にあります。一方、子どもは交通社会における交通弱者であることから、引き続き通学路等における交通安全対策や教育を推進していく必要があります。

子ども事故

	R3	R4	R5	R6	R7
全事故件数	40件	38件	32件	30件	30件
子ども事故件数	0件	1件	1件	2件	0件
全事故に占める割合	0.0%	2.6%	3.1%	6.7%	0.0%
全負傷者数	48人	43人	37人	37人	33人
子ども負傷者数	0人	1人	1人	2人	0人
全死者数	1人	4人	2人	0人	1人
子ども死者数	0人	0人	0人	0人	0人
全死傷者に占める割合	0.0%	2.1%	2.6%	5.4%	0.0%

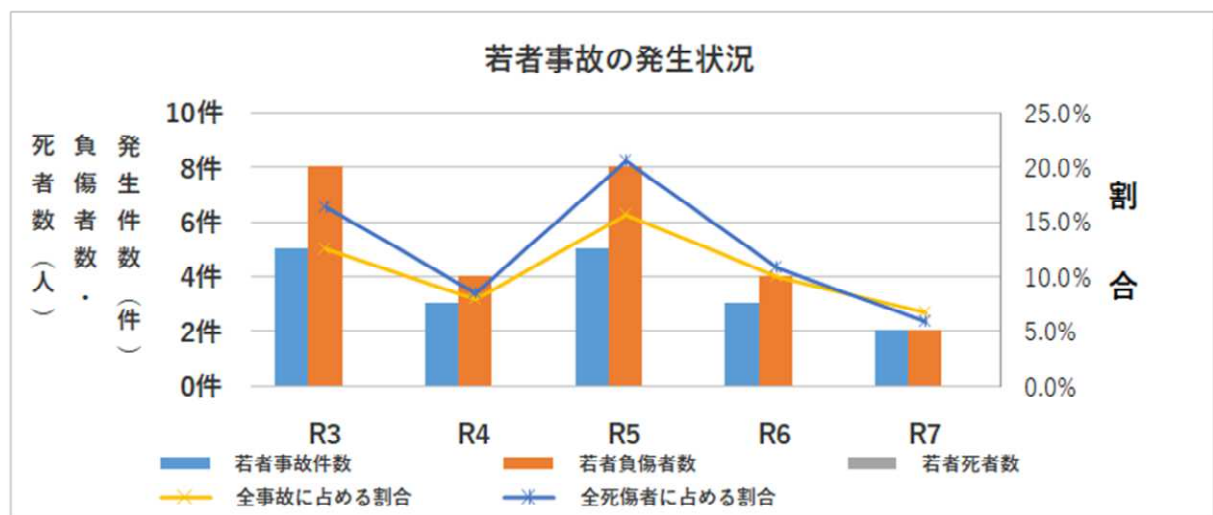


⑥ 若者事故

16歳以上24歳以下の若者の交通事故発生状況では、事故件数及び全事故に占める割合は概ね減少傾向にあります。2025(令和7)年には、全事故に占める割合が本市の若者人口比率7.9%(2025(令和7)年10月1日現在)を下回る水準となりましたが、年ごとの変動がみられることから、引き続き交通安全教育や啓発活動を推進するとともに、その動向を注視していく必要があります。

若者事故

	R3	R4	R5	R6	R7
全事故件数	40件	38件	32件	30件	30件
若者事故件数	5件	3件	5件	3件	2件
全事故に占める割合	12.5%	7.9%	15.6%	10.0%	6.7%
全負傷者数	48人	43人	37人	37人	33人
若者負傷者数	8人	4人	8人	4人	2人
全死者数	1人	4人	2人	0人	1人
若者死者数	0人	0人	0人	0人	0人
全死傷者に占める割合	16.3%	8.5%	20.5%	10.8%	5.9%

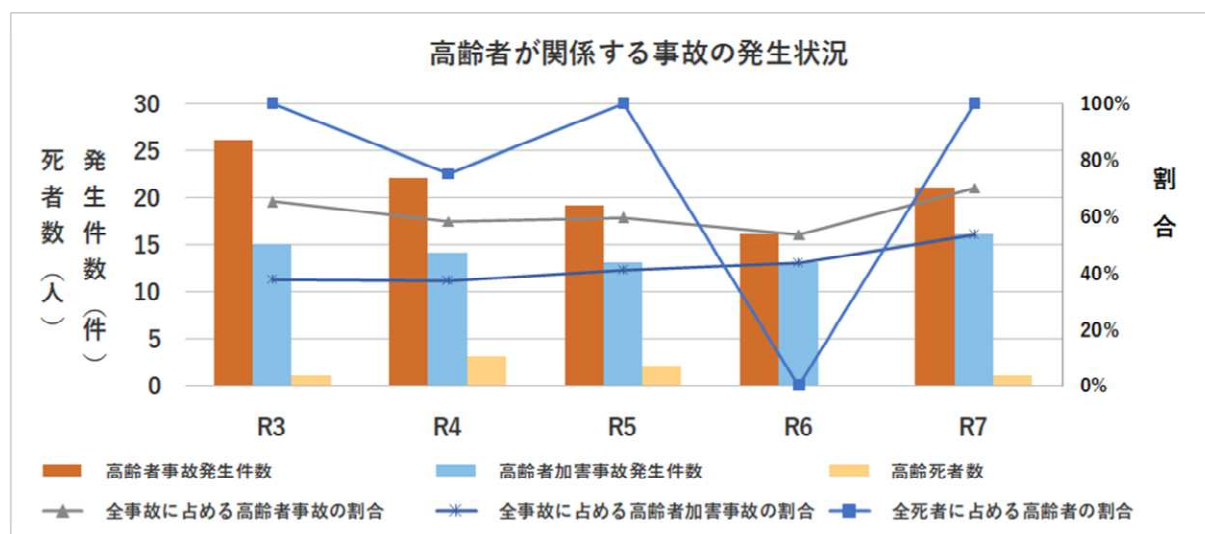


⑦ 高齢者事故

65 歳以上の高齢者が関係する交通事故発生状況では、事故件数は減少傾向にありましたが、2025(令和 7)年には、再び増加しました。また、本市の 65 歳以上の人口比率 40.3% (2025(令和 7)年 10 月 1 日現在) に対し、全事故に占める割合は 2021(令和 3)年に 65%となり、その後一時減少したものの、2025(令和 7)年には 70%となっています。さらに、高齢者加害事故(高齢者が加害者となる事故)の割合も年々上昇し、2025(令和 7)年には全事故の 5 割を超えています。死者数についてもそのほとんどを高齢者が占めていることから、本市における交通安全対策は、高齢者の交通事故防止を最重要課題として取り組む必要があります。

高齢者事故関連

	R3	R4	R5	R6	R7
全事故件数	40件	38件	32件	30件	30件
高齢者事故発生件数	26件	22件	19件	16件	21件
全事故に占める高齢者事故の割合	65.0%	57.9%	59.4%	53.3%	70.0%
高齢者加害事故発生件数	15件	14件	13件	13件	16件
全事故に占める高齢者加害事故の割合	37.5%	36.8%	40.6%	43.3%	53.3%
全負傷者数	48人	43人	37人	37人	33人
高齢者事故負傷者数	24人	16人	9人	10人	10人
高齢者加害事故負傷者数	19人	15人	11人	14人	18人
全死者数	1人	4人	2人	0人	1人
高齢死者数	1人	3人	2人	0人	1人
全死者に占める高齢者の割合	100.0%	75.0%	100.0%	0.0%	100.0%
全死傷者に占める高齢者の割合	51%	40%	28%	27%	32%

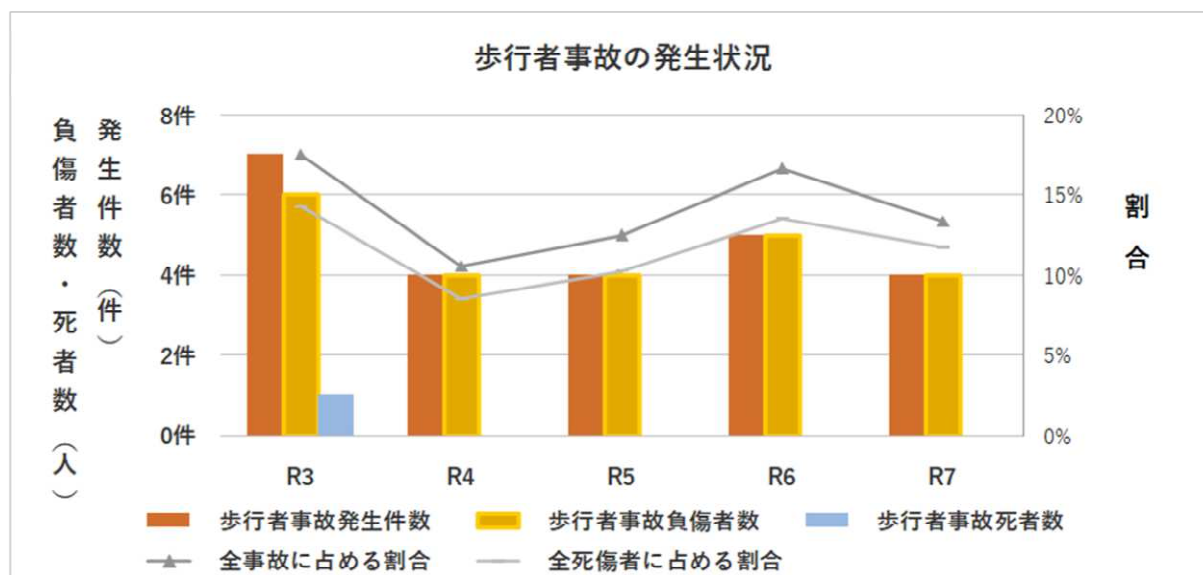


⑧ 歩行者事故

歩行者が関係する交通事故状況では、事故件数は減少傾向にありますが、全事故に占める割合は15%前後で推移しています。また、交通事故において、歩行者が被害者となる事故は重大事故につながるおそれがありますが、全死傷者に占める割合は1割前後で推移しており、2022(令和4)年以降は歩行者が死亡する交通事故は発生していません。引き続き、歩行者の安全確保に向けた交通安全対策を推進する必要があります。

歩行者事故

	R3	R4	R5	R6	R7
全事故件数	40件	38件	32件	30件	30件
歩行者事故発生件数	7件	4件	4件	5件	4件
全事故に占める割合	18%	11%	13%	17%	13%
全負傷者数	48人	43人	37人	37人	33人
歩行者事故負傷者数	6人	4人	4人	5人	4人
全死者数	1人	4人	2人	0人	1人
歩行者事故死者数	1人	0人	0人	0人	0人
全死者に占める割合	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
全死傷者に占める割合	14.3%	8.5%	10.3%	13.5%	11.8%

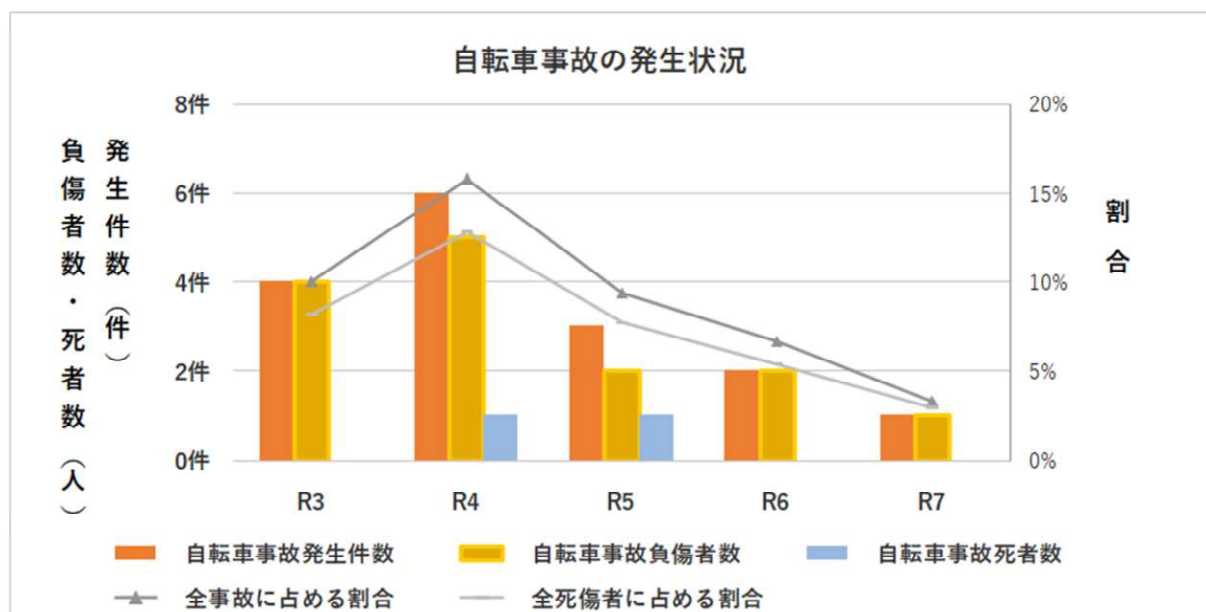


⑨ 自転車事故

自転車が関係する交通事故発生状況では、近年、減少傾向にあり、年2～3件程度で推移しています。しかし、過去5年間では、自転車利用者が死亡する交通事故が2年連続で発生しており、自転車事故は件数が少なくても重大事故につながる危険性があります。このため、自転車利用者に対する交通ルールの遵守やヘルメット着用など、安全利用の促進を図る必要があります。

自転車事故

	R3	R4	R5	R6	R7
全事故件数	40件	38件	32件	30件	30件
自転車事故発生件数	4件	6件	3件	2件	1件
全事故に占める割合	10.0%	15.8%	9.4%	6.7%	3.3%
全負傷者数	48人	43人	37人	37人	33人
自転車事故負傷者数	4人	5人	2人	2人	1人
全死者数	1人	4人	2人	0人	1人
自転車事故死者数	0人	1人	1人	0人	0人
全死者数に占める割合	0.0%	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%
全死傷者に占める割合	8.2%	12.8%	7.7%	5.4%	2.9%



※市内事故件数等は、小出警察署調べ

2 鉄道事故の現状

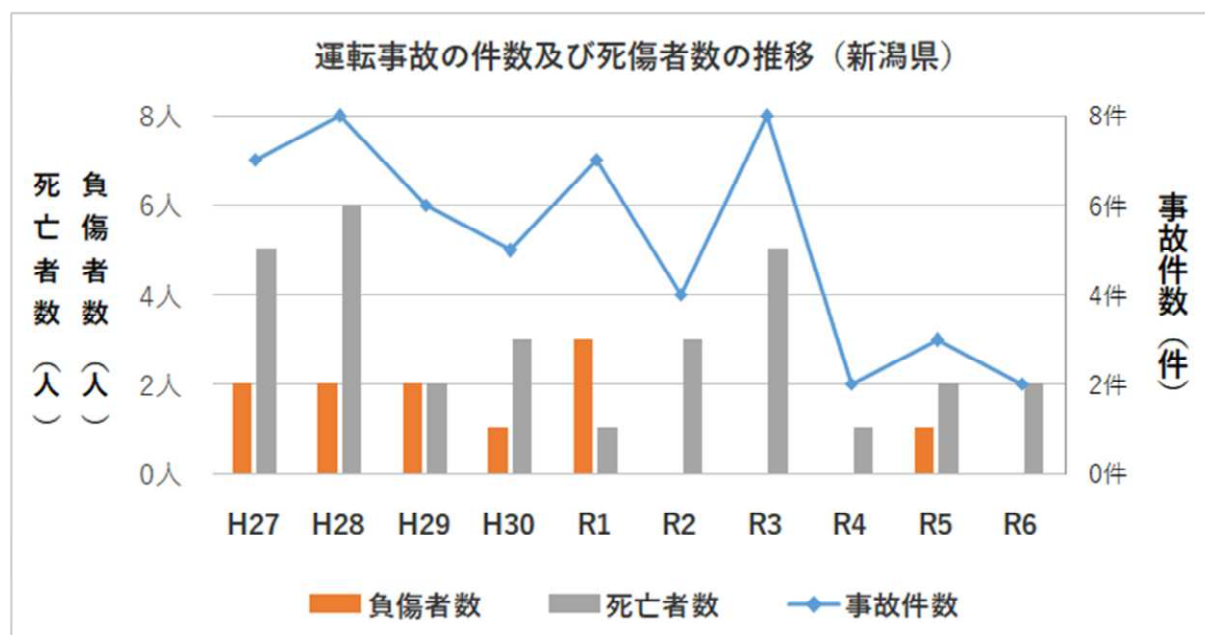
鉄道の運転事故（列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故、道路障害事故、人身障害事故及び物損事故）は、全国的には長期的に減少しているものの、近年は横ばいで推移しています。

新潟県における運転事故の発生件数は、年度ごとの増減はあるものの、長期的には減少傾向にあり、近年は年間10件未満で推移しています。2015(平成27)年度から2026(令和6)年度までの10年間では、踏切障害事故が48.1%、人身障害事故が51.9%を占めており、運転事故の大半がこれら2つの事故となっています。

これらの事故は、死傷者が発生する危険性が極めて高く、被害が甚大となるほか、鉄道利用者や地域交通にも大きな影響を及ぼすことから、鉄道事業者と連携し、鉄道の安全対策を推進するとともに、踏切利用者や鉄道利用者の安全確保に向けた取組を継続していく必要があります。

新潟県における運転事故の件数及び死傷者数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
事故件数	7件	8件	6件	5件	7件	4件	8件	2件	3件	2件
負傷者数	2人	2人	2人	1人	3人	0人	0人	0人	1人	0人
死亡者数	5人	6人	2人	3人	1人	3人	5人	1人	2人	2人



出典：「鉄軌道における運転事故等の発生状況（令和6年度）」（北陸信越運輸局）

III 交通安全計画における課題

「II 交通事故等の現状」から以下の特徴がみられます。

- 交通事故の発生件数は減少傾向にあり、過去最少水準で推移している。
- 交通事故の発生場所は、交差点及びその付近が約5割を占める一方、直線道路等でも約4割発生している。
- 事故類型では車両対車両の事故が全体の3分の2を占める一方、人対車両及び自転車対車両の事故も2割弱を占めている。
- 路線別では国道17号での発生が最も多く、次いで県道、市道となっている。
- 旧町村地域別では、小出地域での発生が最も多く、次いで堀之内地域、湯之谷地域となっている。
- 時間帯別では、10時～12時の交通量が増加する時間帯や、16時～18時の夕暮れ時に多く発生している。
- 子ども及び若者事故の発生件数は減少傾向にあり、子ども及び若者の人口比率と比較しても低い水準にある。
- 高齢者が関係する事故の発生件数は、65歳以上の人口比率40.3%を大きく上回り、全事故の6割以上を占め、高齢者加害事故の割合も増加傾向にある。
- 交通死亡事故は、2025(令和6)年に死者数ゼロを達成したものの、過去5年間の平均では、高齢者が9割以上を占めている。

これらの特徴を踏まえ、本計画における課題を次のとおりとします。

1 重点課題

(1) 高齢者の交通事故防止

過去5年間の傾向をみると、高齢者（65歳以上）が関係する交通事故件数は減少傾向にありましたが、2025(令和7)年には増加に転じました。全事故に占める割合も同様の傾向にあり、2025(令和7)年には高齢者の関係する事故が全体の7割を占めています。また、高齢者加害事故の割合は年々増加傾向にあり、2025(令和7)年には過去10年間で最も高い53.3%となりました。

本市では高齢化が着実に進展しており、2026(令和8)年2月末現在で人口の約4割が高齢者となっており、今後もさらなる増加が見込まれています。超高齢社会を迎える中、高齢者が安全で安心に外出や移動できるような交通環境の整備が必要です。

また、高齢運転者の加齢に伴う身体的な衰えや認知機能の低下を要因とする交通事故

への対応が社会的な課題となっていることから、高齢運転者による交通事故防止に向けた取組を推進するとともに、高齢者自身の交通安全意識の向上や安全な交通行動を促進するほか、運転免許証の自主返納後も安心して移動できる環境づくりを進める必要があります。

(2) 歩行者及び自転車の安全確保

本市における過去5年間の交通事故死者8人のうち、歩行者が1人、自転車乗車中が2人で、合わせて交通事故死者数全体の37.5%を占めています。

安全で安心な地域社会の実現を図るためには、交通弱者である歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に高齢者や子ども、障がい者等が安心して通行できる道路環境の整備が一層求められています。

そのため、「人優先」の考えの下、通学路や生活道路、市街地の幹線道路等において、安全な歩行空間の確保を積極的に進めるなど、歩行者の安全確保に向けた取組を推進する必要があります。

また、自転車の安全利用を促進するため、生活道路や市街地の幹線道路等において、自転車の走行空間の確保など安全な自転車利用環境の整備を進めるとともに、自転車利用者に対する交通ルールやマナーに関する交通安全教育を推進する必要があります。

(3) シートベルト・チャイルドシート着用の徹底

新潟県では、2025(令和7)年中の一般道における運転席のシートベルト着用率は全国平均をやや上回りましたが、助手席の着用率は8年振りに全国平均を下回りました。後部座席での着用率は全国平均を上回り年々向上しているものの、依然として6割強にとどまっています。また、自動車乗車中の交通事故死者におけるシートベルトとチャイルドシート着用率は、2025(令和7)年で60.6%となっています。

新潟県の調査結果を踏まえ、本市においても交通事故被害の軽減を図るため、交通安全教室や広報啓発活動を通じて、後部座席同乗者を含めたシートベルト着用の徹底を図る必要があります。

チャイルドシートについては、2025(令和7)年の調査で新潟県の着用率は82.5%となり、全国平均及び前年実績を上回っています。チャイルドシート着用の有無によって交通事故時の致死率に大きな差があることから、関係機関・団体と連携し、シートベルトと同様に広報啓発活動を通じて、着用義務に対する理解を深めるとともに、適正使用の意識向上を図る必要があります。

一般道におけるシートベルト着用率

	運 転 席					助 手 席				
	R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
新潟県	99.3%	99.5%	99.5%	99.6%	99.3%	96.9%	98.0%	98.1%	98.2%	95.9%
全国平均	99.1%	99.1%	99.2%	99.2%	99.1%	96.7%	96.9%	97.1%	96.8%	96.5%

	後 部 座 席				
	R3	R4	R5	R6	R7
新潟県	61.5%	48.2%	51.4%	58.5%	64.1%
全国平均	42.9%	42.9%	43.7%	45.5%	45.8%

チャイルドシート着用率（道交法着用義務 6 歳未満全体）

	R3	R4	R5	R6	R7
新潟県	調査中止	71.5%	76.0%	82.0%	82.5%
全国平均	調査中止	74.5%	76.0%	78.2%	82.4%

出典：警察庁と日本自動車連盟（JAF）との合同による調査

（４）飲酒運転の根絶

新潟県内の飲酒運転による交通事故は、過去 5 年間では減少傾向にありましたが、2025(令和 7)年に 42 件と増加に転じ、死傷者数についても 50 人を超える状況となりました。

本市では、過去 5 年間に飲酒運転による交通事故が 2 件発生し、2 人が負傷しています。飲酒運転は重大事故へとつながる悪質かつ危険な行為であることから、その根絶に向けて引き続き広報啓発活動を推進するとともに、地域や職場等と連携した飲酒運転根絶の取組を進め、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という市民の規範意識の醸成を図る必要があります。

〔飲酒運転による交通事故発生状況 左：新潟県 右：魚沼市〕

区 分	R3	R4	R5	R6	R7	区 分	R3	R4	R5	R6	R7
発生件数	38件	35件	37件	35件	42件	発生件数	1件	0件	1件	0件	0件
負傷者数	47人	40人	47人	43人	54人	負傷者数	1人	0人	1人	0人	0人
死 者 数	3人	3人	0人	1人	2人	死 者 数	0人	0人	0人	0人	0人

(5) 冬期間の交通事故防止

降雪地の中でも特に積雪量が多い本市では、冬期間においても生活道路や通学路等の安全で安心な道路交通環境を確保し、交通事故の防止を図る必要があります。そのため、除雪機械の整備や適切な維持管理、迅速な除雪体制の確保をはじめ、車両の立ち往生への対応等、降雪による様々な影響を想定した対策を推進することが求められます。

また、路面の圧雪や凍結によるスリップ事故、吹雪や雪壁による視認性の低下に起因する衝突事故等、冬期間特有の道路交通環境による交通事故を防止するため、冬道の安全運転に関する交通安全教育や広報啓発活動を推進するとともに、関係機関・団体と連携し、安全で円滑な冬期道路交通の確保に努める必要があります。

新潟県のスリップ事故発生状況（各年度12月から翌年3月まで）

区 分	R2度	R3度	R4度	R5度	R6度
発生件数(人身)	87件	114件	95件	42件	83件
発生件数(物損)	4,453件	4,789件	3,861件	2,520件	3,759件
負 傷 者 数	99人	140人	106人	43人	96人
死 者 数	0人	2人	1人	0人	3人
積 雪	かなり少ない	平年並	平年並	少ない	平年並

出典：新潟県警察本部「冬道の安全走行」

2 その他の課題

(1) 道路交通の分野別課題

① 道路交通環境の整備・改良

本市における過去5年間の交通事故発生場所は、交差点及びその付近が約5割、直線道路等が約4割を占めています。また、路線別では国道17号、県道及び市道で、旧町村地域別では小出地域、堀之内地域及び湯之谷地域で多く発生しています。これらの交通事故の発生状況や原因を踏まえ、事故防止のため、道路や交通安全施設、駐車対策等の道路交通環境の改善が必要な箇所については、関係機関と連携しながら計画的に整備・改良を進める必要があります。

② 交通安全思想の普及徹底

交通事故を未然に防止するためには、一人一人が交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践するとともに、「人優先」の交通安全思想を理解し、思いやりのある交通行動を心掛けることが重要です。また、交通量が増加する時間帯や夕暮れ時など、交通事故が発生しやすい状況について理解を深め、日頃から交通事故の防止に向けた意識を高める必要があります。

特に近年、社会問題となっている「ながら運転」や「あおり運転」などの危険運転や妨害運転は、重大事故につながるおそれがあることから、その根絶に向けた取組が求められています。このため、各世代における段階的かつ体系的な交通安全教育や、普及啓発活動を推進する必要があります。

③ 救助・救急活動の充実

交通事故による被害を最小限にとどめるため、救急医療機関や消防機関等と緊密な連携を確保し、迅速かつ適切な救助・救急活動を行うことができる体制の充実を図るとともに、新潟県と連携しながら救急医療体制の整備を推進する必要があります。

④ 被害者支援の推進

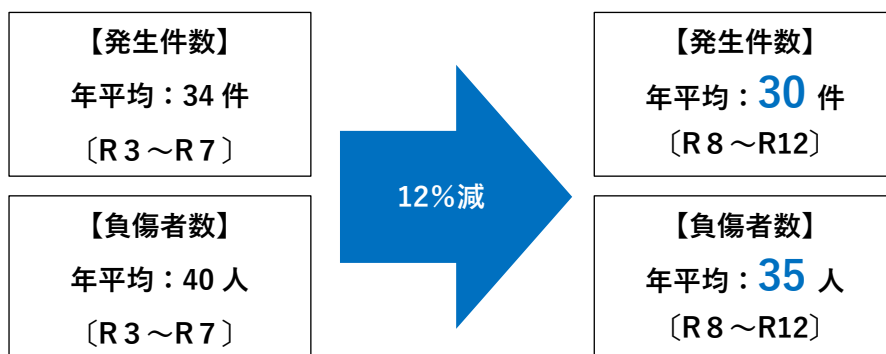
交通事故被害者やその家族は、交通事故により肉体的、精神的及び経済的に大きな被害を受け、その後の生活にも深刻な影響を受けることが少なくありません。このため、交通事故相談体制の充実や交通遺児等への支援など、関係機関と連携しながら被害者支援の充実を図る必要があります。

(2) 鉄道事故の防止と安全な運行

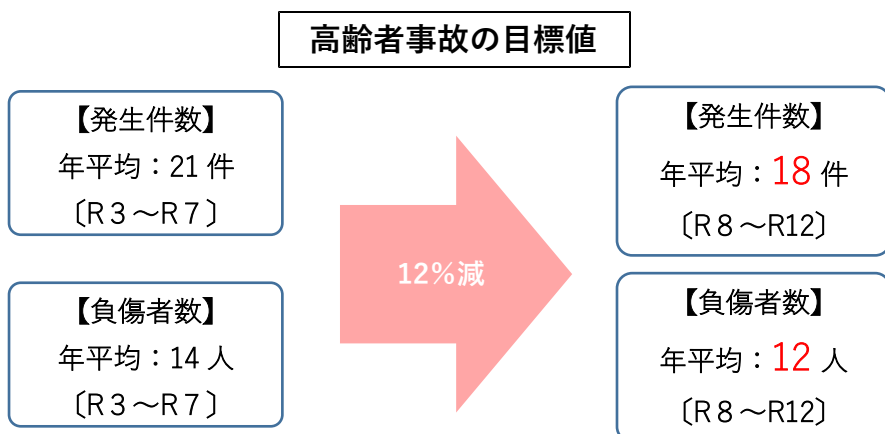
鉄道事故は、ひとたび発生すると多数の死傷者が生じるなど、重大な被害をもたらすおそれがあります。このため、安全な運行体制の確保はもとより、踏切保安設備等の安全設備の整備や、本市特有の豪雪や暴風雪、自然災害に対応した鉄道施設の整備を進めることが重要です。また、鉄道事業者や関係機関と連携し、踏切事故の防止や鉄道交通の安全確保に継続して取り組む必要があります。

IV 目標

交通事故のない魚沼市の実現を最大の目標とし、本計画期間中の交通事故発生件数、負傷者数については、第 11 次魚沼市交通安全計画（令和 3～7 年度）期間中の年平均実績を基準とし、その実績値を 12%¹※下回ることを目指します。



また、本市では、高齢者が関係する交通事故及び交通事故死者に占める割合が高いことから、高齢者が関係する交通事故についても目標値を設定し、その減少を目指します。



年間交通事故死者数の目標値

交通事故死者数については、上記目標を掲げて各種施策を推進することにより、令和 6 年に続く交通死亡事故ゼロを目指すため、本計画期間中の**年間交通事故死者数 0 人**を目標とします。

¹第 12 次新潟県交通安全計画における令和 12 年までの交通事故死者数目標 48 人以下は、第 11 次計画期間中の平均死者数 54.6 人と比較して約 12%の減少となる。この考え方を踏まえ、本市においては国及び新潟県と比べ交通事故件数等の絶対数が少なく、年ごとの変動も大きいことから、単年度ではなく計画期間中の年平均として発生件数・負傷者数・死者数及び高齢者事故とも 12%の設定としたもの。

第2章 講じようとする施策

I 重点施策	21
II その他の施策	27

I 重点施策

1 高齢者の交通事故防止

新潟県計画：第2部 I <重点施策> 第1章

本市では、高齢者が関係する交通事故が多いことから、重点施策の中でも最も重要な施策に位置付けます。

(1) ソフト事業

① 地域家庭訪問

警察署、交通安全協会等と連携して地域家庭訪問を実施し、交通事故防止を呼びかける文書（チラシ等）の配布、反射材の支給及びその効果の周知、自転車利用時の交通事故防止の呼びかけ等を行います。また、新潟県内及び本市内における交通事故の発生状況に関する情報提供を行い、交通事故防止に向けた注意喚起を図ります。

② 参加・体験・実践型の交通安全教育

地域の老人クラブの集会や市内各種イベントなど、高齢者が集まる機会を活用し、高齢者の交通事故の現状や反射材の効果、適切な装着方法等について、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、交通安全意識の向上を図ります。

また、高齢者を対象としたドライビングスクールにおいて、危険予知トレーニングや運転適性診断等を通じ、自らの運転能力を確認してもらい、安全運転意識の向上を図ります。

③ 高齢者マークの装着推進と保護意識の醸成

70歳以上の高齢運転者に対し、高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示を促すとともに、高齢者マークを表示した車両に対する思いやりや配慮の意識の醸成に努めます。

④ 安全運転サポート車の普及推進

ペダルの踏み間違い等の操作ミスに起因する高齢運転者による交通事故は、全国的な課題となっています。今後、さらなる高齢化の進展に伴い、このような交通事故発生リスクの高まりが懸念されることから、安全運転サポート車への乗り換えや急発進等抑制装置の普及を推進します。

⑤ 補償運転の普及啓発

加齢に伴う心身の衰えによって生じる運転技能の低下を補うため、自身の体調や天候、道路状況等を踏まえ、危険な状況を回避するための運転方法である「補償運転²」を推奨し、その普及啓発を図ります。

²運転能力の低下を自覚し、体調等に合わせて自ら運転頻度や条件を制限し、安全を最優先させる方法

⑥ 広報啓発活動

市報、市ホームページ、SNS、コミュニティFM等を通じて、季節ごとの気候や道路状況に応じた交通事故防止の広報啓発活動を実施します。また、交通事故の発生状況に応じて、効果的な交通事故防止対策について周知・啓発を行います。

⑦ 運転免許証自主返納の促進

運転免許証の自主返納者を対象とした乗合タクシー等共通回数券の交付制度を周知するとともに、自主返納後も安心して日常生活を送ることができるよう、乗合タクシー等の利便性の向上や公共交通の利用促進に取り組み、運転免許証の自主返納を促し、交通事故の抑制を図ります。

魚沼市の免許自主返納状況

	R3	R4	R5	R6	R7
返納人数	214人	166人	203人	175人	234人
県全体(参考)	8,406人	7,446人	6,909人	7,912人	7,843人

※小出警察署調べ

(2) ハード事業

① 高齢者をはじめ「人」にやさしい道路環境の整備

歩道のバリアフリー化や道路照明・防犯灯の充実を図るとともに、計画段階から「人優先」の視点に立ち、高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる道路交通環境の整備を推進します。

② 高齢者の目線を活かした道路環境の改良

高齢者が関係する交通事故の発生状況や、高齢者の身体的・行動的特性を踏まえた分析を行い、高齢者の視点をいかした総合的な道路交通環境の改良・整備を推進します。

2 歩行者及び自転車の安全確保

新潟県計画：第2部I<重点施策>第2章及び第3章

(1) ソフト事業

① 交通安全教育の推進

歩行者として必要な交通ルール・マナーを習得できるよう、各年齢層の特性に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。特に、公共の道路を利用する機会が増える幼児を対象とした交通安全教育の充実を図ります。

また、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等を対象に、自治会や老人クラブの集会、市内各種イベント等へ出向いて実施する出前・出張型の交通安全教育を推進します。

② 自転車の安全利用の推進

自転車の安全利用を促進するため「自転車安全利用五則」※の周知を図るとともに、令和8年4月施行の自転車に対する交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）を踏まえ、車両としての交通ルールの遵守や歩行者及び他の車両に配慮した通行など、自転車の安全な利用に関する交通安全教育を、自転車に乗り始める小学校を中心に推進します。

また、自転車乗車時における頭部保護の重要性やヘルメット着用による被害軽減効果について理解を深めるとともに、幼児・児童をはじめ、高齢者を含む自転車利用者のヘルメット着用の促進を図ります。

※自転車の安全利用の促進に向けて、2022(令和4)年に国（内閣府）の中央交通安全対策会議交通対策本部により決定された施策。

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

③ 自転車の点検整備と保険加入の促進

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる場合もあり、高額な損害賠償事例も発生していることから、自転車の点検整備の重要性について周知を図るとともに、加害者となった場合に備える損害賠償責任保険等の制度の周知及び加入促進に向けた広報啓発を推進します。

④ 歩行者に対する保護意識及び歩行者自身の交通事故防止意識の醸成

道路を利用する全ての人が互いの安全に配慮し、交通事故を防止する意識の醸成を図ります。特に、運転者に対しては、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務の遵守を周知徹底するとともに、歩行者優先意識の向上を図ります。

また、歩行者に対しては、横断歩道を利用することや、信号機のある場所では信号に従うこと、運転者に対して横断する意思を明確に伝えること、安全を確認してから横断を開始し、横断中も周囲の安全確認を行うことなど、交通事故防止に必要な交通ルールやマナーの普及啓発を推進します。

(2) ハード事業

① 通学路等における歩行空間の整備

歩道整備のほか、路側帯のカラー舗装や防護柵の設置等の安全施設の整備に加え、生活道路における車両の速度抑制や通過交通の抑制を図る対策を推進し、安全で安心な歩行空間の確保を図ります。特に、保育施設や小学校等に通う幼児・児童の安全を確保するため、通学路等の歩行空間の整備を重点的に推進します。

② 自転車利用環境の整備

自転車が安全で快適に通行できる環境を計画的に整備するため「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（2024(令和6)年6月、国土交通省、警察庁）を参考に、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図るとともに、歩行者と自転車の交通事故防止対策を講じるなど、安全な自転車利用環境の整備を推進します。

3 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

新潟県計画：第2部1＜重点施策＞第4章

① 交通安全教室等での着用指導

チャイルドシートの着用が義務付けられている6歳未満の幼児の着用を徹底するため、自治会やPTAが実施する親子交通安全教室、保育施設等における交通安全教室を通じて、チャイルドシート着用による被害軽減効果や正しい着用方法について指導するとともに、後部座席を含めたシートベルト着用の重要性について周知・啓発を行います。

② 交通指導所等におけるシートベルト着用指導

交通安全運動期間中に実施する交通指導所等において、全ての座席でのシートベルト及びチャイルドシートの着用徹底を呼びかけるとともに、正しい着用方法や被害軽減効果について周知・啓発を行います。

③ 市報及び市ホームページ・SNS等の活用

市がICT（情報通信技術）を活用して提供する情報や市報、市ホームページ、SNS及びコミュニティFM等を通じて、シートベルト及びチャイルドシートの着用について、広報啓発を推進します。

④ 事業所訪問での着用普及

事業所訪問等を通じて、全ての座席におけるシートベルト及びチャイルドシートの着用徹底を呼びかけ、事業所における交通安全意識の向上を図ります。

4 飲酒運転の根絶

新潟県計画：第2部1＜重点施策＞第5章

① 交通安全運動での取組の推進

各季の交通安全運動において、飲酒運転の根絶を重点的に呼びかけます。特に、飲酒の機会が増える年末年始は、冬の交通事故防止運動において酒類提供飲食店への訪問指導等を実施し、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態について周知を図るなど、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識の醸成を推進します。

② 広報・普及活動の強化

飲酒運転をした人だけでなく、飲酒運転をするおそれがある人に車両や酒類を提供したり、飲酒運転の車両に同乗した場合についても、提供者や同乗者が処罰の対象となることや、飲酒した翌朝であっても体内にアルコールが残っている場合があることなど、飲酒運転に関する正しい知識の普及に努めます。また、事業者等におけるアルコール検知器を用いた酒気帯び確認の徹底や、公共交通機関・タクシー・自動車運転代行の利用、ハンドルキーパー運動等の推進について、市報、市ホームページ、SNS及びコミュニティFM等を活用した広報啓発活動を実施し、飲酒運転のない地域社会の実現を目指します。

5 冬期間の交通事故防止

新潟県計画：第2部1＜分野別施策＞第1章11

① 除雪・融雪・凍結防止対策の充実

冬期間における迅速な機械除雪や消雪パイプによる融雪、凍結防止剤の散布等を実施し、安全で円滑な道路交通を確保するとともに、積雪や凍結に起因する交通事故の防止を図ります。

また、車道だけでなく歩道についても、通学する子どもや高齢者をはじめとする歩行者が安全に通行できるよう、十分な歩行空間の確保に努めます。

② 冬期間特有の道路状況や環境についての注意喚起

交通安全運動等を通じて、路面の圧雪や凍結によるスリップ事故、吹雪や雪壁による視認性の低下に起因する交通事故等、冬期間特有の道路状況や交通環境に起因する交通事故への注意喚起を促します。

③ 冬道への早めの準備啓発

急な降雪や積雪によるスリップ事故や車両の立ち往生を防止するため、スタッドレ

スタイヤへの早期交換やタイヤチェーンの携行等、冬道への早めの備えを呼びかけます。また、タイヤの摩耗やチェーンの劣化による機能低下を防ぐため、日常点検の重要性についても周知・啓発を行います。

④ ICTを活用した道路情報（国、新潟県、市のIP情報等）の提供

大雪や暴風雪が予報される場合には、市ホームページやSNSなどを活用し、市内の道路状況等に関する情報を速やかに提供します。また、国や新潟県が提供する道路情報についても積極的な活用を呼びかけ、スリップ事故や大規模な車両の立ち往生の防止に努めます。

II その他の施策

1 道路交通環境の整備

新潟県計画：第2部1＜分野別施策＞第1章

本市は、少子高齢化や人口減少に伴い公共交通機関の利用者が減少し、運行本数や路線の維持が困難な状況となっています。また、市域が広く中山間地域を多く有することから、通勤、通学や仕事、農作業などの生活において、自動車が主な移動手段となっています。

そのため、国道17号、国道252号及び国道352号をはじめとする幹線道路や、首都圏と新潟県を結ぶ関越自動車道の2箇所のインターチェンジは、市民生活や地域経済を支える重要な交通基盤となっています。

一方で、交通安全施設の整備や道路改良に係る地域からの要望は依然として多く、高齢者が関係する交通事故の割合も増加しています。このため、道路利用者の安全・安心の確保を図るため、社会情勢や交通環境の変化を踏まえた交通環境の整備を次のとおり推進します。

① 交通事故多発箇所への対策

路線別では国道17号、県道及び市道で、地域別では小出地域、堀之内地域及び湯之谷地域で、発生場所では交差点や直線道路等で交通事故が多い傾向を踏まえ、交通事故多発箇所やその要因について検証・分析を行い、道路交通環境の改善を推進します。

② 交通量に応じた道路整備

交通量の多い道路やその接続道路については、交通の円滑化を図る道路環境の整備を推進するとともに、道路反射鏡や注意喚起看板等の交通安全施設を適切に整備し、見通しの改善や注意喚起を図ることにより、交通事故の防止に努めます。

③ バリアフリー化の推進

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安全で安心して移動できる道路交通環境を確保するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）（平成18年法律第91号）」に基づき、歩道の段差解消やバリアフリー化など、安全かつ快適に利用できる道路環境の整備を推進します。

④ 通学路、通園路の安全を確保

幼児・児童・生徒の安全で安心な通行を確保するため、歩道、防護柵、道路照明等の交通安全施設の整備を推進するとともに、関係機関と連携しながら通学路及び通園路の安全対策に努めます。

⑤ 災害に強い道路環境

地震や豪雨・豪雪等の自然災害発生時においても、安全で円滑な道路交通を確保でき

るよう、防災機能を備えた道路環境の整備を推進します。

⑥ 違法駐車 の 排除

違法駐車による交通渋滞や交通事故の発生を防止するため、関係機関と連携し、駐車実態に応じた対策を推進するとともに、違法駐車 の 防止に向けた広報・啓発に努めます。

⑦ 公共交通 の 利用促進

「魚沼市地域公共交通計画」に基づき、高齢者をはじめとする移動制約者の移動手段を確保するとともに、公共交通の利便性向上を図り、その利用促進に努めます。また、将来の自動運転技術の発展や実用化を見据えた取組についても検討も進めます。

2 交通安全思想の普及徹底及び交通秩序の確立

新潟県計画：第2部1＜分野別施策＞第2・5章

(1) 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命を尊重する理念の下、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識の向上と交通ルール の 遵守、交通マナーの実践を通じて、相手の立場を尊重し、地域社会の安全に貢献できる人材を育成する上で重要な役割を担っています。

交通安全思想を普及し、交通ルールや交通マナーを定着させるには、一人一人が生涯にわたり交通安全を自らの課題として捉え、主体的に行動する意識を育むことが重要です。また、「人優先」の考えの下、高齢者や障がい者等の交通弱者への理解を深め、思いやりの心を育むことにより、交通事故を起こさず、交通事故に遭わない意識の醸成を図る必要があります。

このため、市民一人一人の成長段階やライフステージに応じた、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。

① 交通社会参加初期の交通安全教育の推進

● 小学生未満の幼児に対する交通安全教育

保育園や自治会等と連携・協力し、道路の歩き方や横断歩道の渡り方など基本的な交通ルールについて、分かりやすい教材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

また、保護者等に対しては、チャイルドシートの正しい着用方法や使用の徹底について啓発を行うとともに、保育園等の新入園児へ交通安全帽や教材等を配布し、交通安全意識の醸成を図ります。

● 小学生に対する交通安全教育

小学校や自治会等と連携・協力し、道路の歩き方や横断歩道の渡り方、安全な自転車の乗り方、反射材の夜間における有効性などについて、映像教材等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。また、新入学児童へ交通安全帽や教材等を配布し、交通安全意識の醸成を図ります。

● 中学生に対する交通安全教育

中学校における交通安全教育を支援するとともに、通学等で利用する自転車の安全点検や交通ルール・交通マナーに関する啓発を行い、自転車利用者として必要な交通安全意識の醸成を図ります。

② 自動車社会参加初期の交通安全教育の推進

高校生等の原動機付自転車免許取得希望者を対象に、実技講習や交通関係法令に関する学習支援を行い、安全運転に必要な知識及び技術の習得を支援します。

③ 成人期の交通安全教育の推進

運転免許更新時における映像教材や啓発資料を活用した交通安全講習のほか、各種講習会等を通じて交通安全教育を実施し、交通安全意識の向上を図ります。

④ 交通安全運動の実施

各季の交通安全運動を中心として、地域家庭訪問や街頭啓発活動等を実施し、季節ごとの道路環境や気象状況に応じた交通事故防止を呼びかけ、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

⑤ 広報紙やＩＣＴ、防災無線を活用した普及

市報や交通安全だより、市ホームページ、ＳＮＳ等を活用し、交通事故統計に基づく事故分析や季節ごとの事故防止対策等の情報提供及び注意喚起を行います。また、市内で重大交通事故が発生した場合や、新潟県による交通死亡事故多発警報が発令された場合など、緊急かつ重要な情報については、防災行政無線を活用して速やかに注意喚起を行います。

⑥ イベントを活用した普及

各種行事や祭礼、イベント等の機会を活用し、参加・体験型の交通安全教育や交通事故防止の啓発活動を実施することにより、市民の交通安全意識の向上を図ります。

⑦ 反射材の普及促進

夜間における歩行や自転車利用時には、反射材の着用が交通事故防止に高い効果を発揮することから、様々な機会を通じて反射材の紹介や配布を行うとともに、着用方法の指導や着用実践の機会を設け、その普及促進を図ります。

⑧ 安全運転管理者を通じた普及徹底

物流等の経済活動を支える業務車両は、市内の道路交通に大きな影響を及ぼすことから、事業者や安全運転管理者を対象とした研修等を通じて、交通ルールの遵守や交通安全思想の普及徹底を図ります。

⑨ 交通指導員の派遣と育成

市民に対する交通安全教育や交通安全活動を推進するため、市が任命する交通指導員を各種交通安全教室等へ派遣します。また、交通指導員の知識及び指導技術の向上を図るため、研修会等への参加を促進し、資質の向上に努めます。

(2) 交通秩序の確立

① 暴走族及び暴走行為追放に向けた秩序の確立

暴走族及び暴走行為を未然に防止し、交通秩序の維持と安全で安心な地域社会の実現を図るため、関係機関と連携し、暴走族及び暴走行為の追放に向けた広報啓発活動を推進します。

② 不正改造車の排除

暴走行為や交通事故を誘発するおそれのある車両の不正改造を防止するため、国、新潟県及び関係機関が実施する不正改造車排除運動等と連携し、広報啓発活動を通じて不正改造車の排除に努めます。

③ 妨害運転・危険運転の撲滅、ドライブレコーダーの設置促進

「あおり運転」等の妨害運転や、「ながら運転」など重大な交通事故につながる危険な運転行為の防止に向け、交通ルールの遵守や交通マナーの向上について普及啓発を行います。また、交通事故の抑止や事故原因の究明に有効なドライブレコーダーの有用性を周知し、その普及促進を図ります。

④ 駐車秩序の確立

違法駐車 of 防止に向け、市民への広報啓発活動を行うとともに、地域住民や商店街等の理解と協力を得ながら、市街地における適正な駐車秩序の確立を推進します。

⑤ 自転車駐輪秩序の確立

通行の支障や周辺環境への影響となる放置自転車等の防止に向け、適正な駐輪について指導・啓発を行うとともに、駐輪場の適正な利用を促進するため、必要な措置を講じます。

⑥ 市報及び市ホームページ、SNS等を活用した秩序の確立

市報、市ホームページ、SNS等を活用し、交通秩序の確立に向けた広報啓発活動や交通関係法令の改正等に関する情報発信を行い、市民の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ります。

3 交通事故発生後の支援等

新潟県計画：第2部Ⅰ＜分野別施策＞第6・7章

(1) 応急手当の知識普及・啓発

交通事故発生現場において負傷者に対する心肺蘇生法等の応急手当が迅速かつ適切に実施されるよう、学校や消防本部等が実施する講習を通じて、応急手当に関する知識及び技術の普及・習得を推進します。

(2) 救急医療機関等の整備

交通事故による救急患者に迅速かつ適切に対応できるよう、第二次・第三次救急医療機関等の救急医療の充実について、関係機関と連携して推進します。

(3) 交通被害者支援の推進

① 新潟県交通災害共済

交通事故の被災者やその家族を支援する県民相互の助け合いの制度である新潟県交通災害共済について、制度への理解を深め、加入促進につながるよう周知啓発を行います。

② 交通事故相談

本市の関係部局が連携し、交通事故に関する相談に応じるとともに、示談や損害賠償等の専門的な相談については、新潟県交通事故相談所や日弁連交通事故相談センターを案内するなど、必要な支援を行います。

③ 交通遺児支援

新潟県交通遺児基金や新潟県交通災害共済など、交通遺児支援を実施する関係団体と連携し、交通遺児に対する支援の充実に努めます。

4 鉄道交通の安全についての施策

新潟県計画：第2部＜分野別施策＞Ⅱ・Ⅲ

(1) 鉄道の安全な運行

台風や豪雨等による鉄道施設への被災や、急激な積雪や暴風雪による車両の立ち往生などに伴う利用者への影響を最小限に抑えるため、鉄道事業者による安全対策の実施状況の把握に努めます。また、必要に応じて、冬期間の除雪体制や代替輸送体制の確保など、安全で安定した鉄道運行に向けた取組について、鉄道事業者等へ要望を行います。

(2) 鉄道交通環境の整備

鉄道施設における安全対策の実施状況の把握に努めるとともに、運行の安全確保はもとより、ホームからの転落防止対策、踏切保安設備の整備及び自然災害に強い鉄道施設の整備などについて、鉄道事業者や関係機関と連携し、安全対策の推進を働きかけます。

参 考 資 料

I	交通安全対策基本法（抜粋）	34
II	魚沼市交通安全条例	35
III	魚沼市交通安全対策会議条例	37
IV	魚沼市交通安全都市宣言	38
V	魚沼市交通安全対策会議委員一覧	39

I 交通安全対策基本法（抜粋）

（昭和 45 年 6 月 1 日法律第 110 号）

最終改正：令和 5 年 6 月 16 日法律第 58 号

（市町村交通安全対策会議）

第 18 条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。

3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約）で定める。

（市町村交通安全計画等）

第 26 条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成することができる。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。

3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成することができる。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。

5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。

6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。

7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

II 魚沼市交通安全条例

平成 16 年 11 月 1 日

条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市の交通安全の確保について、基本理念並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、地域特性に配慮した交通安全対策を実践することにより、市民等の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市の区域内において居住する者(以下「市民」という。)及び土地又は建物を所有し、若しくは管理する者並びに事業活動を営む者(以下「事業者」という。)をいう。
- (2) 交通安全 陸上における交通安全をいう。

(基本理念)

第 3 条 交通安全の確保は、市民等の主体的な活動により達成されることを基本とし、国、県及び市の交通安全の推進が図られることにより、現在及び将来にわたって維持されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、市民等の交通安全を確保するため、交通安全意識の高揚、道路整備等の交通安全対策を講ずるものとする。

- 2 市は、交通安全を確保するに当たっては、警察署、道路管理者その他必要な関係機関及び団体(以下「関係機関等」という。)と緊密な連携を図るものとする。
- 3 市は、交通安全対策を実施するに当たっては、市民等に周知徹底を図り、その参画及び協力が得られるように努めるものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、市の交通安全対策に参画するとともに、自らの責任で生命、身体及び財産を守り、交通安全の確保に努めるものとする。

- 2 市民は、自治会において、相互に協力し、実情に応じた交通安全の確保に努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、交通社会の一員としての社会的責任を認識し、その事業活動において交通安全の確保に自ら努めるとともに、従業員に対する交通安全教育の推進等に努めるものとする。

2 事業者は、市及び関係機関等が実施する交通の安全に関する施策に協力するものとする。

(滞在者の責務)

第7条 通勤、通学、旅行等で市に滞在する者は、第5条に定める市民の責務に準じ、交通の安全の確保に努めるものとする。

(高齢者等に対する配慮)

第8条 市長は、交通の安全に関する施策の推進に当たっては、高齢者、児童及び心身障害者（以下「高齢者等」という。）に対する交通安全教育の推進及び高齢者等に優しい道路交通環境の確保に特に配慮しなければならない。

2 市民等は、それぞれの日常生活及び事業活動において、高齢者等の交通安全に配慮するよう努めるものとする。

(交通安全施設等の整備)

第9条 市長は、交通の安全を図るため、自ら管理する道路の改良及び新設並びに交通安全施設の整備を促進し、良好な道路環境の確保に努めなければならない。

2 市長は、自ら管理する道路以外の道路について特に交通安全対策が必要と認められるときは、当該道路の管理者等に必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通安全教育の推進)

第10条 市長は、市民等の交通安全意識の向上を図るため、交通安全教育指針(平成10年国家公安委員会告示第15号)に留意し、年齢及び地域の実情に応じた交通安全教育の推進に努めるものとする。

2 市民等は、自治会、家庭、学校及び事業所等の活動において、自主的な交通安全教育の推進に努めるものとする。

(交通指導員)

第11条 市長は、市民等の交通秩序を保持し、交通事故を未然に防止するため、交通指導員を置く。

(情報の提供)

第12条 市長は、市民等の自発的な活動を促進するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

Ⅲ 魚沼市交通安全対策会議条例

平成 17 年 3 月 28 日

条例第 26 号

(設置)

第 1 条 交通安全対策基本法(昭和 45 年法律第 110 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、魚沼市交通安全対策会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 魚沼市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(会長及び委員)

第 3 条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 国の関係地方行政機関の職員で市長が定める職にあるもの
- (2) 新潟県の職員で市長が定める職にあるもの
- (3) 新潟県警察の警察官で市長が定める職にあるもの
- (4) 市議会議長
- (5) 市の職員で市長が定める職にあるもの
- (6) 市教育長
- (7) 市交通指導員
- (8) 市交通安全協会会長

(会議)

第 4 条 会議は、会長が必要の都度招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 会議の庶務は、市民福祉部で処理する。

(議事等)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、

会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 18 日条例第 7 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 22 日条例第 2 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 21 日条例第 2 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

IV 魚沼市交通安全都市宣言

平成 21 年 5 月 1 日

告示第 56 号

交通事故をなくすことは、魚沼市民すべての願いです。

私たちは、人の生命が何ものにもかえがたく尊いものであることを認識し、安全で快適な交通社会を確立するため、交通環境の整備・充実に努めるとともに、法令を遵守し、市民一人ひとりが総力をあげて交通安全対策を強力に推進することを決意します。

魚沼市は、生命尊重の考えに基づき、交通事故の根絶を期すため、ここに「交通安全都市」を宣言します。交通事故をなくすことは、魚沼市民すべての願いです。

V 魚沼市交通安全対策会議委員一覧

(令和8年7月1日現在)

区分	所 属 機 関 等	委 員	
		職 名	氏 名
会長	魚 沼 市	市 長	内 田 幹 夫
1号	国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所小出維持出張所	出張所長	渡 邊 敏
2号	新潟県魚沼地域振興局 地 域 整 備 部	部 長	阿 部 一 栄
3号	新潟県小出警察署	署 長	安 達 一 仁
4号	魚 沼 市 議 会	議 長	志 田 貢
5号	魚 沼 市 市 民 福 祉 部	部 長	戸 田 千 穂 子
5号	魚 沼 市 産 業 経 済 部	部 長	吉 田 英 樹
6号	魚 沼 市 教 育 委 員 会	教育長	樋 口 健 一
7号	魚 沼 市 交 通 指 導 員	交通指導員	渡 邊 喜 美 代
8号	魚 沼 市 交 通 安 全 協 会	会 長	貝 瀬 甲 一



新潟県交通安全マスコット
ルルちゃん



第 12 次 魚沼市 交通安全計画

魚沼市 市民福祉部 交通政策課

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島910番地

T E L 0 2 5 - 7 9 3 - 7 8 0 3

F A X 0 2 5 - 7 9 3 - 1 0 1 6

U R L <https://www.city.uonuma.niigata.jp>